

※賃貸人(かしぬし)向け

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者及び個人事業者が賃借する事務所、店舗及び工場又はその土地の賃料を減額し、一定の要件を満たした賃貸人に対し、助成金を交付します。

逗子市事務所等家賃減額助成金 申請の手引き

※この助成金は、事務所等を賃貸している賃貸人(かしぬし)の方へ向けたものです。

※賃借人(かりぬし)への支援については、「逗子市中小企業者等家賃支援金申請の手引き」をご覧ください

≪申請期間≫

令和2年10月19日(月曜日)から令和2年12月28日(月曜日)まで【必着】

≪書類提出先≫

原則、郵送にてご提出ください

○逗子市商工会

〒249-0004 逗子市沼間1丁目5番1号

※感染拡大防止の観点から、相談については、極力お電話にてお問い合わせください。

≪問合せ先≫

1 逗子市商工会(申請方法など)

電話：046-873-2774(平日：9:00~17:00)

2 逗子市経済観光課(この手引きに関する事)

電話：046-873-1111 内線 281~283(平日：8:30~17:00)

令和2年10月16日
逗子市

目次

1 助成金の概要	・・・ 1 ページ
2 申請手続きの流れ	・・・ 4 ページ
3 必要書類一覧	・・・ 5 ページ
4 記入例	・・・ 6 ページ
5 注意事項	・・・ 13 ページ

助成金の概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者及び個人事業者（以下「中小企業者等」という。）が賃借する事務所、店舗及び工場（以下「事務所等」という。）又はその土地の賃貸料を減額した賃貸人（かしぬし）に対し、家賃等の減額分の一部を助成します。

※ 予算の範囲内で交付しますので、予算がなくなり次第終了となります。

2 交付要件

次の**全てに**該当する方が対象となります。

- ① 令和2年4月1日時点において市内に本店登記をしている中小企業者又は市内在住の個人事業者であり、申請後も事業を継続する意思があること。
- ② 令和2年5月分から12月分までの**連続する3箇月**において、市内の**事務所、店舗、工場等**の運営に伴う家賃等（地代、共益費及び管理費を含む。）を事務所等又はその土地1箇所につき **25%以上**減額していること。
- ③ 事業に供することを主たる目的として事務所等又はその土地を賃貸していること（※）
- ④ 転貸（又貸し）、自己取引又は親族間取引でないこと。

※ 本助成金は、次の**中小企業者**又は**個人事業者**へ事務所等を賃している**賃貸人（かしぬし）**が申請できます。

《中小企業者》

令和2年4月1日時点において、次のア又はイのうちいずれか一つの要件を満たす法人（ただし、政治団体、及び宗教上の組織又は団体を除く。）であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。

ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること

イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従

業員の数が2,000人以下であること

≪個人事業者≫

令和元年のア及びイの合計金額が、同年の全ての所得に係る総収入金額の半分以上を占めている方。

- ア 所得税法（昭和40年法律第33号）第27条に規定する事業所得に係る総収入金額（農業所得を除く。）
- イ 同法第35条に規定する雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額（原稿料、講演料、放送出演料及びその他の報酬に係るものに限る。）

≪交付金額の算定の対象となる物件≫

以下の物件に係る家賃等（地代、共益費及び管理費を含む。）が、交付金額の算定の対象となります。

対象 ※市内の事業所等に限りません	事務所	事業を運営するにあたって必要な事務を行う施設
	店舗	来店する一般消費者に対して、当該店舗内で物品の販売やサービスの提供を行う施設
	工場	機械・器具を設備し、継続的に物品の製造や加工などを行う施設
	敷地（土地）	上記事務所、店舗、工場の敷地として使用している土地
対象外	・ 事業に供することを目的としないもの（住宅等） ・ 主たる目的が倉庫等であるもの ・ 上記事務所等を伴わず土地単独で使用しているもの （例：駐車場、資材置き場）	

≪対象となるもの≫



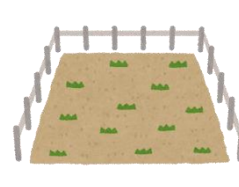
事務所



店舗



工場



その敷地など

※ 事務所、店舗、工場が借入人の自己所有で、敷地（土地）のみを賃貸している場合も対象となります。

≪対象外のもの≫



駐車場



倉庫、資材置き場



住宅※

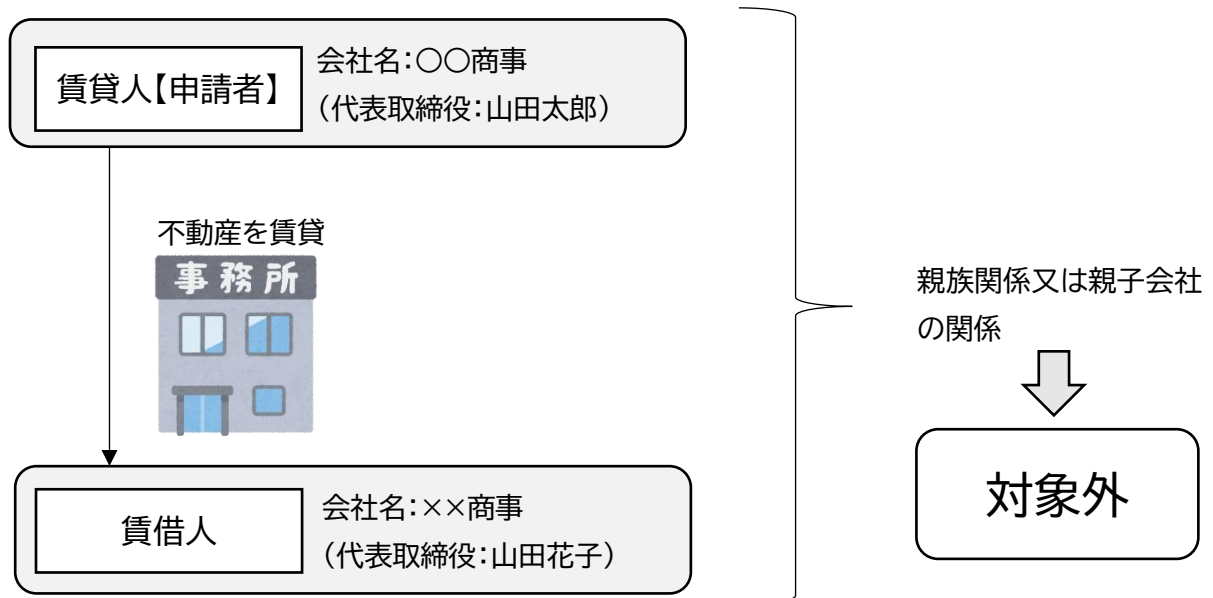
この場合は対象外です。

※併用住宅の場合は、事業に係る家賃等が総額の50%以上を占める場合、対象となります。（証明する書類が必要です。）

3 交付の対象とならない契約

次のいずれかに該当する契約は、**交付の対象となりません**。

- ① 転貸（**又貸し**）を目的とした取引
- ② 賃貸借契約の借借人と賃貸人が実質的に同じ人物の取引【**自己取引**】
- ③ 賃貸借契約の借借人と賃貸人が配偶者又は一親等以内の取引【**親族間取引**】



4 交付金額

- 家賃等を減額した事務所等が1箇所である場合
 - 1箇月に支払われる家賃等が27万円（税込）以上の場合…20万円
 - 1箇月に支払われる家賃等が27万円（税込）未満の場合…10万円
- 家賃等を減額した事務所等が2箇所以上である場合
 - 1箇月に支払われる家賃等が54万円（税込）以上の場合…40万円
 - 1箇月に支払われる家賃等が54万円（税込）未満の場合…20万円

5 書類提出先

必要書類を、原則、郵送にて下記へご提出ください。

逗子市商工会

〒249-0004 逗子市沼間1丁目5番1号

助成金申請手続きの流れ ※賃貸人（かしぬし）向け

本助成金の交付対象となる、賃貸人（かしぬし）である
必ず、事前に手引き1ページをご一読ください。

いいえ

助成金の交付対象外です

はい

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等に対して、事務所等又はその土地の賃貸料を減額している。

はい

いいえ

令和2年4月1日以降継続して事業を行っており、申請後も事業を継続する意思があり、次の要件に該当すること

- ①令和2年4月1日時点において市内に本店登記をしている中小企業者又は市内在住の個人事業者であること。
- ②令和2年5月分から12月分までの連続する3箇月において、市内の事務所等の運営に伴う家賃等を事務所等又はその土地1箇所につき25%以上減額していること。
- ③事業に供することを主たる目的として事務所等又はその土地を賃貸していること。
- ④転貸（又貸し）、自己取引又は親族間取引でないこと。
(手引き「3交付の対象とならない契約」をご確認ください。)

はい

いいえ

助成金の交付対象です。

助成金の交付対象外です

交付金額は次のとおりです。

- 家賃等を25%以上減額した事務所等が1箇所である場合
 - ・1箇月に支払われる家賃等が27万円（税込）以上の場合…20万円
 - ・1箇月に支払われる家賃等が27万円（税込）未満の場合…10万円
- 家賃等を25%以上減額した事務所等が2箇所以上である場合
 - ・1箇月に支払われる家賃等が54万円（税込）以上の場合…40万円
 - ・1箇月に支払われる家賃等が54万円（税込）未満の場合…20万円

※感染拡大防止の観点から、原則、郵送にてご提出ください。

助成金必要書類一覧 ※賃貸人（かしぬし）向け

必要書類は次のとおりです。

確認	必要書類	法人	個人
<input type="checkbox"/>	逗子市事務所等家賃減額助成金交付申請書（第1号様式）	○	○
<input type="checkbox"/>	賃貸借契約書の写し又は賃貸借契約等証明書（第2号様式） ※賃貸借契約書は、契約期間に申請日が含まれているものを提出してください。 ※賃貸借契約等証明書は、賃貸借契約書が存在しない場合の特例です。	◎	◎
<input type="checkbox"/>	令和2年5月分から12月分までの連続する3箇月において、市内の事務所等の運営に伴う家賃等を事務所等又はその土地1箇所につき25%以上減額していることが確認できる書類	◎	◎
	<input type="checkbox"/> 賃貸人と賃借人の間で家賃等を減額することを確認するために締結した書類	◎	◎
	<input type="checkbox"/> （上記に関する覚書等の書類がない場合）合意確認書	◎	◎
<input type="checkbox"/>	減額前後の家賃等の受領が確認できる書類	◎	◎
	<input type="checkbox"/> 家賃を受領したことが分かる通帳の写し ※減額前後の家賃が記載されており、減額していることが確認できるものがが必要です。	◎	◎
	<input type="checkbox"/> （家賃等を手渡し等で受領している場合） 受領時の金額等が分かる領収書（控）や、売上帳（家賃）、現金出納帳など	◎	◎
<input type="checkbox"/>	誓約書	○	○
<input type="checkbox"/>	履歴事項全部証明書の写し（3箇月以内に発行したもの）	○	
<input type="checkbox"/>	確定申告書の写し（税務署又は逗子市等の受領が確認できるもの）		○
<input type="checkbox"/>	賃借人ごとの月別の家賃等による収入が分かる書類	○	
<input type="checkbox"/>	青色申告決算書又は収支内訳書（全ページを提出してください）		○
<input type="checkbox"/>	逗子市事務所等家賃減額助成金交付請求書（第3号様式）	○	○
	<input type="checkbox"/> 振込先を確認できる通帳の写し等	○	○


※ ◎の書類について

賃貸している事務所、店舗、工場、敷地（土地）が2箇所以上ある場合、それぞれの分の資料をご提出ください。

※ 以下の指定様式については、逗子市経済観光課（市役所2階）及び逗子市商工会で配架しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

《指定様式》

- ・ 逗子市事務所等家賃減額助成金交付申請書（第1号様式）
- ・ 賃貸借契約等証明書（第2号様式）
- ・ 合意確認書
- ・ 誓約書
- ・ 逗子市事務所等家賃減額助成金交付請求書（第3号様式）

 [逗子市ホームページはこちら](#)



記入例

第1号様式（第6条関係）

令和2年 ××月 ××日

逗子市事務所等家賃減額助成金交付申請書

逗子市長

申請者

住所又は所在地

事業者名

代表者の職・氏名

連絡先 TEL

FAX

逗子市逗子〇—〇—〇

株式会社●●不動産

代表取締役 逗子 太郎^印

××× (〇〇〇) ××××

××× (〇〇〇) ××××

法人の場合は、代表者印を
押印してください。

申請額の算定基準については、
手引きをご覧ください。

逗子市事務所等家賃減額助成金交付申請書について、逗子市事務所等家賃減額助成金交付要綱第3条に該当することから、助成金の交付を受けたいので、同要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

	400,000円	200,000円	・	100,000円
	※あてはまるものに丸を付けてください。			
交付申請額	≪交付金額≫ ※あてはまるものにチェックを付けてください。			
	<input type="checkbox"/> 家賃等を減額した事務所等が1箇所である場合 <input checked="" type="checkbox"/> 1箇月に受け取る家賃等が27万円（税込）以上の場合…20万円 <input type="checkbox"/> 1箇月に受け取る家賃等が27万円（税込）未満の場合…10万円 <input checked="" type="checkbox"/> 家賃等を減額した事務所等が2箇所以上である場合 <input type="checkbox"/> 1箇月に受け取る家賃等の合計が54万円（税込）以上の場合…40万円 <input checked="" type="checkbox"/> 1箇月に受け取る家賃等の合計が54万円（税込）未満の場合…20万円 家賃等を減額した事務所等の詳細については、別紙に記載してください。			
添付書類	(1) 賃貸借契約書の写し又は賃貸借契約等証明書（第2号様式） ※ 賃貸借契約等証明書は、賃貸借契約書が存在しない場合の特例です。 (2) 令和2年5月分から12月分までの連続する3箇月において、市内の事務所等の運営に伴う家賃等を事務所等又はその土地1箇所につき25%以上減額していることが確認できる書類（覚書等） (3) （上記に関する覚書等の書類がない場合）合意確認書 (4) 減額前後の家賃等の受領が確認できる書類 (5) 誓約書 (6) 履歴事項全部証明書の写し（3箇月以内に発行したもの）【中小企業者】 (7) 確定申告書の写し（税務署等の受領が確認できるもの）【個人事業者】 (8) 賃借人ごとの月別の家賃等による収入が分かる書類【中小企業者】 (9) 青色申告決算書又は収支内訳書（全ページ）【個人事業者】 ※詳細は、「申請の手引き」をご覧ください。			

※市内に所在する事業用
に限ります。

あてはまる項目の□にチェックしてください。

※記入例

家賃等を減額した事務所等

賃貸物件の
所在地を記載
してください。

建物名称等を記載してください。カッコ内には、
テナントの屋号を記載してください。

(内訳)

名称(屋号)	廻子〇〇ビル (〇〇税理士事務所)			
住所	廻子市廻子〇-〇-〇			
用途	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 工場 <small>※主たる目的が住居、倉庫等であるもの</small>			
賃貸借契約書の有無	有り <input type="checkbox"/> 無し (※賃貸借契約等証明書(第2号様式)が必要です。)			
1箇月に受領する家賃等の金額及び内訳	合計	300,000		円(税込)
	家賃	150,000		円(税込)
	管理費及び共益費	50,000		円(税込)
	<small>※賃貸借契約に含まれていない場合は、金額等が確認できる書類を添付してください。</small>			
	地代	100,000		円
減額率 (a-b) / a	対象月	減額前の家賃等 (a)	減額後の家賃等(b)	減額率
	令和2年 7月	300,000 円	200,000 円	33%
	令和2年 8月	300,000 円	200,000 円	33%
	令和2年 9月	300,000 円	200,000 円	33%

「無し」を選択した場合、「賃貸借契約等証明書(第2号様式)」のご提出が必要です。

家賃等を25%以上減額している連続した3箇月を記載してください。

交付金額の算定根拠となります。お間違いのないよう記載してください。

事務所等が複数ある場合はこちらもご記入ください。

名称(屋号)	廻子〇〇ビル (〇〇税理士事務所)			
住所	廻子市廻子〇-〇-〇			
用途	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 敷地(土地) <small>※主たる目的が住居、倉庫等であるものや、事務所等を伴わず土地単独で使用しているものは対象外です。</small>			
賃貸借契約書の有無	有り <input type="checkbox"/> 無し (※賃貸借契約等証明書(第2号様式)が必要です。)			
1箇月に受領する家賃等の金額及び内訳	合計	300,000		円(税込)
	家賃	150,000		円(税込)
	管理費及び共益費	50,000		円(税込)
	<small>※賃貸借契約に含まれていない場合は、金額等が確認できる書類を添付してください。</small>			
	地代	100,000		円
減額率 (a-b) / a	対象月	減額前の家賃等 (a)	減額後の家賃等(b)	減額率
	令和2年 7月	300,000 円	200,000 円	33%
	令和2年 8月	300,000 円	200,000 円	33%
	令和2年 9月	300,000 円	200,000 円	33%

家賃等を減額した事務所等が2箇所以上ある場合、それぞれの事務所等についてこの書面を作成し、ご提出ください。

※記入例

第2号様式（第6条関係）

家賃等を減額している事務所等が複数ある場合、それぞれの事務所等についてこの書面を作成し、ご提出ください。

賃貸借契約等証明書
(契約書等が存在しない場合)

(事務所等の所在地) 返子市返子●一●一● ●●ビル●●号
(事務所等の名称) 株式会社●● 返子営業所
(契約期間) 平成31年4月1日～令和3年3月31日
※賃貸借契約等が更新されている場合は、更新後の期間を記載してください
(合計) 300,000円/月 (税込)
(家賃) 150,000円/月 (税込)
(管理費及び共益費) 50,000円/月 (税込)
(地代) 100,000円/月

以下の理由により書類は存在しませんが、以上を内容とする賃貸借契約等の存在を証明します。

(賃貸借契約等を証する契約書等が存在しない理由)

例：口頭で賃貸借契約を行い、数十年に渡って賃貸借を行っているため。

【賃貸人等（申請者） 自署欄】
令和 2 年 10 月 19 日

住所 返子市返子●●●●●●●●
事業者名又は名称 株式会社●●不動産
代表者の職・氏名 代表取締役 返子 太郎
電話番号 XXX(000)XXXX
メールアドレス XXX@000.jp

この書面は、賃貸借契約書が存在しない方に向けた特例措置です。「見つからない」「手元にない」などの理由は受理いたしかねますのでご注意ください。

必ず、賃貸人（申請者）の自署で記載してください。

【賃借人 自署欄】
令和 2 年 10 月 20 日

住所 返子市返子X-X-X
事業者名又は名称 〇〇税理士事務所
代表者の職・氏名 神奈川 太郎
電話番号 XXX(000)XXXX
メールアドレス XXX@000.jp

必ず、賃借人の自署で記載してください。

家賃等を減額した事務所等が2箇所以上ある場合、それぞれの事務所等についてこの書面を作成し、ご提出ください。

※記入例

合意確認書

申請者である賃貸人等（以下「甲」という。）と賃借人（以下「乙」という。）は、以下の事項について合意したことを確認する。

- 1 甲乙間で締結している賃貸借契約書又はこれに
 から__月までの3箇月間について、下記のとおり減額
 ○対象となる事務所等の住所・名称（屋号）

建物名称等を記載してください。カッコ内には、テナントの屋号を記載してください。

住所 **返子市返子〇—〇—〇**

名称（屋号） **返子〇〇ビル（〇〇税理士事務所）**

○変更前及び変更後の家賃（税込）

対象月	減額前の家賃等	減額後の家賃等	減額率
令和2年 5月	円	円	%
令和2年 6月	円	円	%
令和2年 7月	円	円	%
令和2年 8月	円	円	%
令和2年 9月	円	円	%
令和2年 10月	円	円	%
令和2年 11月	円	円	%
令和2年 12月	円	円	%

- 2 乙が、次の(1)から(2)の要件を満たし
 (1) 返子市事務所等家賃減額助成金交付
 こと。

交付金額の算定根拠となります。お間違いないよう記載してください。

(2) 事業に供することを主たる目的として事務所等又はその土地を賃借していること。

- 3 甲と乙が、要綱第7条第1項第1号及び第2号に規定する関係にないこと。

令和2年 ××月 ××日

賃貸人の住所・氏名を記載してください。

甲 住所 **返子市返子〇—〇—〇**

氏名 **株式会社●● 代表取締役 返子 太郎** (印)

乙 住所 **返子市返子△—△—△**

氏名 **〇〇税理士事務所 神奈川 太郎** (印)

賃借人の住所・氏名を記載してください。

家賃等を減額した事務所等が2箇所以上ある場合、それぞれの事務所等についてこの書面を作成し、ご提出ください。

※記入例

ご自身で印刷される場合は、両面印刷でご提出ください。

誓約書

逗子市事務所等家賃減額助成金（以下「助成金」という。）の申請にあたり、以下の事項を含め、逗子市事務所等家賃減額助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に従っていることを、誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1 要綱第3条第1項各号のいずれにも該当し、申請後も事業を継続する意思があります。
- 2 申請者が中小企業者である場合においては、第5条の交付額の算定に用いる家賃等に、次に掲げる者が賃借人である家賃等が含まれていません。
 - ア 賃借人が、申請者の代表取締役又は申請者と同じ者を代表取締役とする会社であるもの
 - イ 賃借人が、申請者の親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等（自然人を含む。次号において同じ。）をいう。）又は子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）であるもの
 - ウ 賃借人が、申請者の代表取締役若しくは親会社等である自然人の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役若しくは親会社等とする法人であるもの
 - エ 前各号に掲げるもののほか、助成金の目的に照らして適当でないと市長が判断するもの
- 3 申請者が個人事業者である場合においては、第5条の交付額の算定に用いる家賃等に、次に掲げる者が賃借人である家賃等が含まれていないこと。
 - ア 申請者が賃借人の代表取締役又は親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいい、自然人であるものに限る。）であるもの
 - イ 賃借人が申請者の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役又は親会社等とする法人であるもの
 - ウ 前各号に掲げるもののほか、助成金の目的に照らして適当でないと市長が判断するもの
- 4 要綱第5条の交付額の算定に用いる家賃等に、転貸を制限する事項に違反して自らに転借されていることを認識して取引等を行った家賃等は含まれていません。
- 5 要綱第5条の交付額の算定に用いる家賃等に、法律上の原因なく又は違法に使用及び収益している家賃等は含まれていません。
- 6 要綱第6条第2項各号の提出書類に虚偽はありません。
- 7 市が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等に応じます。
- 8 助成金の申請及び交付に関する情報が、本事業の適切な執行その他の正当な理由がある場合において、警察その他の行政機関に共有される場合があることに同意します。
- 9 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）に規定するものをいう。）に抵触する行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請内容に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない助成金を受け、又は受けようとすることをいう。ただし、申請内容に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが

故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。)等が発覚した場合には助成金の返還を行います。

10 暴力団排除に関する次の誓約事項を遵守します。

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、助成金の交付の申請から、助成金の交付後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 一 申請者が個人である場合にあつては、その者が逗子市暴力団排除条例（平成 23 年逗子市条例第 15 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき又は申請者が法人等（法人又は団体をいう。）である場合にあつては、当該法人等が条例第 2 条第 1 号に定める暴力団又は同第 5 号に定める暴力団経営支配法人等（以下「暴力団等」という。）と認められたとき。
- 二 申請者及び役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下同じ。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- 三 申請者及び役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- 四 申請者及び役員等が、暴力団等又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 五 申請者及び役員等が、暴力団等又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

令和 2 年 10 月 20 日

（あて先）逗子市長

住所

逗子市逗子〇一〇一〇

必ず自署で記載してください。

名称

株式会社●●

代表者名（自署）

代表取締役 逗子 太郎

※記入例

第3号様式(第9条関係)

第1号様式(申請書)と同じ日にちを記載してください。

令和2年 ××月 ××日

逗子市事務所等家賃減額助成金交付請求書

逗子市長

法人の場合は、代表者印を押印してください。

申請者

住所又は所在地

逗子市逗子〇-〇-〇

事業者名

株式会社●●

代表者の職・氏名

代表取締役 逗子 太郎^印

連絡先 TEL

×××(〇〇〇)××××

FAX

×××(〇〇〇)××××

第1号様式(申請書)の交付申請額と同じ金額を記載してください。

逗子市事務所等家賃減額助成金交付要綱第9条の規定により請求します。

請求額 200,000 円

振込先口座については、次のとおり指定します。

振込先	金融機関名	逗子	銀行 信用金庫 信用組合	逗子	本店 支店
	口座種別	普通 当座	口座番号	1234567	
	フリガナ	カ)●●			
	口座名義人	株式会社 ●●			

※上記の内容を確認できる書類(通帳の写し等)を添付してください。

原則、通帳等に記載されている名義と同じ内容を記載してください。

注意事項

- 1 次のいずれかに該当する場合は、助成金を返還していただく場合があります。
 - 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - 全ての代表者又は役員のうち、逗子市暴力団排除条例（平成 23 年逗子市条例 第 15 号）第 2 条に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者がいることが判明したとき。
 - 誓約書で誓約した事項に反していることが判明したとき。
- 2 申請書類受付後、書類に不備が見受けられた場合、事務局から申請者へご連絡しますので、ご対応くださいますようお願いいたします。ご対応いただけない場合、助成金の交付を受けられない場合があります。

この手引きに関するお問い合わせ先
逗子市経済観光課
電話：046-873-1111 内線 281～283
（平日：8:30～17:00）